

○公正取引委員会告示第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項第六号の規定に基づき、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成十六年公正取引委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法</p> <p>1 〔略〕</p> <p>一 特定物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと（当該代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該支払期日までに当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。</p> <p>二 特定物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。</p> <p>三・四 〔略〕</p> <p>〔号を削る。〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>一 特定物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと。</p> <p>二 特定物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。</p> <p>三・四 〔同上〕</p> <p>五 代金の支払につき、当該代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業</p>

五・六 「略」

七 特定物流事業者の運送又は保管に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、特定物流事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において特定物流事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に代金の額を決定することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。

八 「略」

2 特定着荷主が、備考第三項各号に規定する物品の引渡しを受ける場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることにより、特定発荷主の利益を不当に害すること。

一 自己のために当該物品の運送（以下この項において単に「運送」という。）の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること（特定発荷主が運送を受託する事業者に当該提供の行為をさせる場合に限る。）。

二 運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること（特

者の利益を不当に害すること。

六・七 「同上」

「号を加える。」

八 「同上」

「項を加える。」

定発荷主が運送を受託する事業者に当該変更又はやり直しの行為をさせる場合に限り。

3 特定荷主又は特定着荷主についてこの告示で指定する行為に該当する事実があると認められる場合に、特定物流事業者又は特定発荷主が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

備考

1 この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人（資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。次項第一号において同じ。）たる事業者に対し物品の運送又は

2 特定荷主が前項に掲げる行為をしていた場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

備考

1 この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第二百十号）第二条第四項に規定する役務提供委託に該当する場合を除く。）。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

保管を委託するもの

- 二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え
- 三 億円以下の法人たる事業者であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人（資本金の額又は出資の総額が千万円を超える事業者の子会社を除く。次項第二号において同じ。）たる事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

- 三 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの（第一号又は前号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し物品の運送又は保管を委託する場合を除く。）

- 四 物品の運送又は保管を委託する事業者であつて、受託する事業者に対し取引上優越した地位にあるもの（第一号、第二号又は前号に該当する者がそれぞれ次項第一号、第二号又は第三号に該当する者に対し物品の運送又は保管を委託する場合を除く。）

2

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が

〔略〕

- 二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え
- 三 億円以下の事業者であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

〔号を加える。〕

- 三 前二号に掲げるもののほか、物品の運送又は保管を委託する事業者であつて、受託する事業者に対し取引上優越した地位にあるもの

2

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が

〔同上〕

三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

四 前項第四号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託する事業者であつて、当該特定荷主に対し取引上の地位が劣っているもの

3 この告示において「特定着荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者であつて、個人若しくは資

三億円以下（資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であつて、前項第一号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下（資本金の額又は出資の総額が千万円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であつて、前項第二号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

「号を加える。」

三 前二号に掲げるもののほか、前項第三号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託する事業者であつて、当該特定荷主に対し取引上の地位が劣っているもの

「項を加える。」

本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者が業として行う販売、業として請け負う製造（加工を含む。以下この項において同じ。）若しくは業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの又は当該事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第二百十号）第二条第七項に規定する情報成果物をいう。以下この項において同じ。）が記載され、記録され、若しくは化体された物品の引渡しを受けるものの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者であつて、個人若しくは資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの又は当該事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目

的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の引渡しを受けるもの

三 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人若しくは法人たる事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的たる物品の引渡しを受けるもの又は当該事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の引渡しを受けるもの（第一号又は前号に該当する者が、それぞれ次項第一号又は第二号に該当する者から第一号又は前号に規定する物品の引渡しを受ける場合を除く。）

四 事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的たる物品の引渡しを受ける事業者又は事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物

品の引渡しを受ける事業者であつて、これらの物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託するものに対し取引上優越した地位にあるもの（第一号、第二号又は前号に該当する者が、それぞれ次項第一号、第二号又は第三号に該当する者から第一号、第二号又は前号に規定する物品の引渡しを受ける場合を除く。）

4 この告示において「特定発荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する特定着荷主に対し同号に規定する物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託するもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する特定着荷主に対し同号に規定する物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託するもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する特定着荷主に対し同号に規定する

「項を加える。」

物品を引き渡すために行う運送を他の事業者
に委託するもの

四 前項第四号に規定する特定着荷主に対し同
号に規定する物品を引き渡すために行う運送
を他の事業者に委託する事業者であつて、当
該特定着荷主に対し取引上の地位が劣つてい
るもの

5 事業者がその子会社に対し継続的に物品の運
送又は保管を委託し、子会社がその運送委託に
係る運送の行為又はその保管委託に係る保管の
行為について再委託をする場合において、再委
託を受ける事業者が、運送又は保管を委託する
当該事業者から直接運送委託又は保管委託を受
けるものとするれば備考第二項各号のいずれかに
該当することとなる事業者であるときは、この
告示の適用については、再委託をする事業者は
特定荷主と、再委託を受ける事業者は特定物流
事業者とみなす。

6・7 〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記であ
る。

3 事業者がその子会社に対し継続的に物品の運
送又は保管を委託し、子会社がその運送委託に
係る運送の行為又はその保管委託に係る保管の
行為について再委託をする場合において、再委
託を受ける事業者が、運送又は保管を委託する
当該事業者から直接運送委託又は保管委託を受
けるものとするれば前項各号のいずれかに該当す
ることとなる事業者であるときは、この告示の
適用については、再委託をする事業者は特定荷
主と、再委託を受ける事業者は特定物流事業者
とみなす。

4・5 〔同上〕

この告示は、令和九年四月一日から施行する。